

(新)

高知県豊かな環境づくり総合支援事業費補助金交付要綱

第1条～第2条 【略】

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

(1) 一般事業

環境基本計画の方向性に沿った県内で行う取組であり、次に掲げる3つの基本戦略のいずれかに資すると認められるハード事業又はソフト事業

- ア 地球温暖化への対策
- イ 循環型社会への取組
- ウ 自然環境を守る取組

【削除】

【削除】

(2) ステップアップ事業 【略】

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助対象から除くものとする。

(1) 一般事業

- ア 国又は県の他の補助事業として採択された事業
- イ コンクリートによる三面張の生活排水路又は埋設排水管路の整備
- ウ これまでの一般事業の採択事業と同じ、又は同様の事業内容が継続されている事業。ただし、関係者との合意形成及び推進体制が確立され、複数年で目標達成が見込まれる事業であると認められるものについては、この限りでない。

(2) ステップアップ事業 【略】

第4条 (1)～(4) 【略】

(5) 非営利の任意団体で規約等が定められており、継続的な活動が行われている団体又は構成員が継続的に行っている活動を引き継いで設立された団体

2 【略】

第5条 【略】

(旧)

高知県豊かな環境づくり総合支援事業費補助金交付要綱

第1条～第2条 【略】

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

(1) 一般事業

環境基本計画が目指す脱炭素・循環型・自然共生の3つの社会づくりの方向性に沿った県内で行う取組であり、かつ、環境基本計画の対象となる次に掲げる5分野のいずれかに資すると認められるハード事業及びソフト事業

- ア 地球温暖化への対策
- イ 循環型社会への取組 (3Rの推進等)
- ウ 自然環境を守る取組

エ 地域資源を活かした産業振興

オ 環境を守り次世代へつなげるための人材育成と地域づくり

(2) ステップアップ事業 【略】

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助対象から除くものとする。

(1) 一般事業

- ア 国又は県の他の補助事業として採択された事業
- イ コンクリートによる三面張の生活排水路及び埋設排水管路の整備
- ウ これまでの一般事業の採択事業と同じ、又は同様の事業内容が継続されている事業。ただし、関係者との合意形成及び推進体制が確立され、複数年で目標達成が見込まれる事業については、この限りでない。

(2) ステップアップ事業 【略】

第4条 (1)～(4) 【略】

(5) 非営利の任意団体で規約等が定められており、継続的な活動が行われている団体

2 【略】

第5条 【略】

(新)

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式又は別記第2号様式による補助金交付申請書に、納期が到来した県税について滞納がないことを証するもの（県税事務所で発行する全税目の納税証明書）及び産業の振興を目的とする事業を実施する場合は、別記第3号様式による税外未収金債務について滞納がないことを誓約する誓約書兼同意書を添えて知事に提出しなければならない。ただし、県税の納税義務がない場合は、別記第4号様式による県税の納税義務がない旨の申立書を添付するものとする。

2 補助金の交付の決定を受けた補助事業について次の各号のいずれかに該当する重要な変更を行おうとするときは、別記第5号様式による補助金交付決定変更申請書を知事に提出しなければならない。

(1)～(6) 【略】

3 【略】

第7条 1 (1)～(3) 【略】

(4) 県税の滞納がないこと。また、補助事業者の産業の振興を目的とする事業である場合は、県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。

2 【略】

第8条 補助事業の公正かつ円滑な実施を図るため、補助事業のうち一般事業の審査を別表第3のとおり、ステップアップ事業の審査を別表第4のとおり行う。

第9条～第10条 【略】

第11条 補助事業者は、補助事業が完了した場合又は補助事業の廃止の承認を受けた場合は、別記第6号様式による実績報告書及び別記第7号様式による活動報告書を補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の3月31日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

2 【略】

3 第6条第3項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額等が確定した場合は、その金額（前項の規定により減額した補助事業者にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第8号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(旧)

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書に、納期が到来した県税について滞納がないことを証するもの（県税事務所で発行する全税目の納税証明書）及び第3条(1)エに該当する事業を実施する場合は、別記第2号様式による税外未収金債務について滞納がないことを誓約する誓約書兼同意書を添えて知事に提出しなければならない。ただし、県税の納税義務がない場合は、その旨を記載した申立書を添付するものとする。

2 補助金の交付の決定を受けた補助事業について次の各号のいずれかに該当する重要な変更を行おうとするときは、別記第3号様式による補助金交付決定変更申請書を知事に提出しなければならない。

(1)～(6) 【略】

3 【略】

第7条 1 (1)～(3) 【略】

(4) 県税の滞納がないこと。また、第3条(1)エに該当する事業を実施する場合は、県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。

2 【略】

第8条 補助事業の公正かつ円滑な実施を図るため、補助事業のうち一般事業の審査を別表第3のとおり行う。

第9条～第10条 【略】

第11条 補助事業者は、補助事業が完了した場合又は補助事業の廃止の承認を受けた場合は、別記第4号様式による実績報告書及び別記第5号様式による活動報告書を補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の3月31日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

2 【略】

3 第6条第3項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額等が確定した場合は、その金額（前項の規定により減額した補助事業者にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第6号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(新)

4 免税事業者が該当する場合は、別記第9号様式により納税義務免除であることを届け出なければならない。

第12条 【略】

第13条 補助事業者は、規則第14条ただし書の規定に基づく補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第10号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

第14条 ～ 第19条 【略】

附則

- 1 この要綱は、令和3年4月12日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条、第10条、第11条第3項、第14条から第16条まで及び第18条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。
- 3 この要綱は、令和4年3月23日から施行する。

(旧)

4 免税事業者が該当する場合は、別記第7号様式により納税義務免除であることを届け出なければならない。

第12条 【略】

第13条 補助事業者は、規則第14条ただし書の規定に基づく補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第8号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

第14条 ～ 第19条 【略】

附則

- 1 この要綱は、令和3年4月12日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条、第10条、第11条第3項、第14条から第16条まで及び第18条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

(新)

別表第1 (第5条関係)

補助事業	補助対象経費	
	経費区分	内訳
1 一般事業	(1)～(3)	【略】
	(4)負担金	研修の受講費用等
	(5)事務費 ア～オ	【略】
	カ その他	<u>(5)</u> 事務費のうち、アから <u>オ</u> までに掲げるもののほか、知事が必要であると認めたもの
2 ステップアップ事業	(1)、(2)ア～オ	【略】
	カ その他	<u>(2)</u> 事務費のうち、アから <u>オ</u> までに掲げるもののほか、知事が必要であると認めたもの

対象外経費 【略】

別表第2 (第7条、第9条、第10条関係) 【略】

別表第3 (第8条関係)

1 ～ 2 【略】

3 審査の採点

審査員は、次の審査項目ごとに1点から5点までの採点を行う。

審査項目 <u>(一般事業)</u>		配点
ア	事業目的の妥当性 【略】	5点
イ	選択した手法の合理性 【略】	5点
ウ	事業の効果度 【略】	5点
エ	地域住民の参加や協働 【略】	5点
オ	関係者の合意形成及び推進体制 【略】	5点
<u>カ</u>	<u>事業の継続性</u> <u>a 複数年で目標達成が見込まれる事業であるか。</u> <u>b 複数年に渡って関係者との合意形成が確立されているか。</u> <u>c 複数年に渡って推進体制が確立されているか。</u>	<u>5点</u>

【削除】

4 採択基準

採択は、ア～オの審査員の合計点が6割以上の事業を目安とする。

第3条第2項第1号ウただし書の規定に係る審査については、カ 事業の継続性の審査員の合計点が6割以上の事業を目安とする。

なお、事業の合計点数が同じ場合は、審査員が協議のうえ、優先順位を付するものとする。

(旧)

別表第1 (第5条関係)

補助事業	補助対象経費	
	経費区分	内訳
1 一般事業	(1)～(3)	【略】
	(4)負担金 <u>補助金</u>	研修の受講費用等
	(5)事務費 ア～オ	【略】
	カ その他	<u>5</u> 事務費のうち、アから <u>カ</u> までに掲げるもののほか、知事が必要であると認めたもの
2 ステップアップ事業	(1)、(2)ア～オ	【略】
	カ その他	<u>5</u> 事務費のうち、アから <u>カ</u> までに掲げるもののほか、知事が必要であると認めたもの

対象外経費 【略】

別表第2 (第7条、第9条、第10条関係) 【略】

別表第3 (第8条関係)

1 ～ 2 【略】

3 審査の採点

審査員は、1人につき25点を保有し、次の審査項目ごとに1点から5点までの採点を行う。

審査項目		配点
ア	事業目的の妥当性 【略】	5点
イ	選択した手法の合理性 【略】	5点
ウ	事業の効果度 【略】	5点
エ	地域住民の参加や協働 【略】	5点
オ	関係者の合意形成及び推進体制 【略】	5点
	<u>【新設】</u>	
<u>合計点 (審査員1人当たり)</u>		<u>25点</u>

4 採択基準

採択は、審査員の合計点6割以上の事業を目安とする。

なお、事業の合計点数が同じ場合は、審査員が協議のうえ、優先順位を付するものとする。

(新)

(旧)

別表第4 (第8条関係)

1 審査の採点

高知県林業振興・環境部自然共生課において、次の審査項目ごとに1点から5点までの採点を行う。

<u>審査項目 (ステップアップ事業)</u>		<u>配点</u>
<u>ア</u>	<u>事業目的の妥当性</u> <u>a 事業の目的及び目標が明確であるか。</u> <u>b 環境基本計画の目指す方向性に合致しているか。</u> <u>c 「生物多様性こうち戦略」(平成31年3月改訂)の取組に沿った事業であるか。</u>	<u>5点</u>
<u>イ</u>	<u>選択した手法の合理性</u> <u>a 地域の現状及び課題を的確に把握しているか。</u> <u>b 課題の解決につながる手法(事業内容、日程、人員、費用等)の検討がなされているか。</u> <u>c 無駄なく能率的な手法がとられているか。</u> <u>d 公益性のある活動であるか。</u>	<u>5点</u>
<u>ウ</u>	<u>事業の効果度</u> <u>a 事業実施によりどのような結果が得られるか。</u> <u>b 得られた結果が課題解決に結びつくか。</u> <u>c 費用に見合った事業効果が期待できるか。</u>	<u>5点</u>
<u>エ</u>	<u>翌年度に予定している一般事業の計画性</u> <u>a 事業目的の妥当性</u> <u>b 選択した手法の合理性</u> <u>c 事業の効果度</u> <u>d 地域住民の参加や協働</u> <u>e 関係者の合意形成及び推進体制</u>	<u>5点</u>
<u>オ</u>	<u>事業の実現性</u> <u>a 今回実施するステップアップ事業が、翌年度に予定している一般事業の実施に結びつくか。</u> <u>b 一般事業の実施に向けて十分な検討がなされているか。</u>	<u>5点</u>

【新設】

2 採択基準

採択は、合計点の6割以上の事業を目安とする。

なお、事業の合計点数が同じ場合は、エ 翌年度に予定している一般事業の計画の評点が高いものに優先順位を付するものとする。